大阪2次事件、タイヨー生コン事件、フジタ事件の併合事件(大阪地方裁判所)

2020年7月2日

冒頭陳述要旨

第1 関生支部の労働組合活動の意義

1 関生支部

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(以下「関生支部」という)は、憲法28条により保障された労働組合である。大阪府労働委員会は、関生支部を労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものと認めている。

日本における大部分の労働組合は、企業別に組織され、その組合員はいわゆる正規雇用労働者(本工・正社員)に限られており、その活動も組合員が直接雇用されている企業との間の団体交渉や労働協約締結にとどまる。これに対し関生支部は、主としてセメント・生コン産業に関連する労働者で企業横断的に組織され、正規雇用労働者のみならず、日々雇用労働者やパートタイム労働者など非正規雇用労働者を組合員としている。使用者団体との間において、企業横断的な団体交渉や労働協約締結をおこなっている。関生支部のような産業別労働組合は、欧米では一般的な労働組合のあり方である。

関生支部が企業別・企業内という組織形態をとっていない理由は、そのような組織形態が労働組合として数々の欠陥を持っていることに加え、以下に述べるような生コン業界の産業構造とミキサー車運転手らの就労形態にある。

2 生コン業界の産業構造と就労形態

(1) 生コンクリート

生コンクリート(「生コン」)は、もっとも主要な建設資材である。生コン製造工場でセメントと砂利・砂・水などを練り混ぜ、さらにミキサー車のドラムで撹拌しながら工事現場に輸送して荷卸しされる。 JIS規格では、練り混ぜから現場到着までの時間制限がある。

(2) 生コン産業の構造

生コンが工場で製造されるようになった最初期には、生コンはセメントメーカー自身が直営する、あるいはセメントメーカーが資本・設備・役員のすべてを支配する直系企業の工場で製造・輸送されていた。ミキサー車運転手は直系企業の正社員であった。しかし、高度経済成長期に大型建設事業が続く中、生コン製造業に独立系の企業が次々に参入すると、セメントメーカーは生コン製造部門を自社から切り離し、別会社化するようになった。また、生コン製造企業は、生コン輸送部門を別企業として切り離すようになり、さらには、生コン輸送企業は、運転手を雇用関係から切り離し、日雇いや下請(個人事業主)としていく動きが進んだ。このような動きには、企業側の労働組合対策やコスト削減の意図があった。

在庫がきかず、運搬に時間制限があり、参入が容易という生コン製造・輸送業の特性から、生コンの製造企業や輸送企業は中小・零細ばかりである。日本で数社しかない大独占のセメントメーカーは、生コン製造企業にセメントをできるだけ高く売ろうとし、

ゼネコンをはじめとする建設資本は生コンをできるだけ安く買いたたこうとする。生コン産業は、中小零細の生コン製造企業や生コン輸送企業の上にセメントメーカーやゼネコンの大企業が君臨している構造がある。

(3) 生コン産業における協同組合

高度経済成長期の建設ラッシュの中で、中小零細の生コン企業が乱立していた生コン業界は、1973年の第一次オイルショック後の景気の落ち込みにより乱売合戦に陥った。安値販売によって粗悪な生コンが出回り、集合住宅や高層ビルなどで建て替え工事があいつぐなど欠陥生コン事件が社会問題となった。1976年、危機感を深めた通商産業省(現在の経済産業省)は、工場集約化による適正生産方式の確立、中小企業協同組合による共同受注・共同販売による適正価格実現、品質管理の向上など「生コン産業近代化6項目」を打ち出した。1979年には、セメントメーカー、生コン業者団体、通産省の3者による「生コン産業近代化委員会」が設置され、中小企業近代化促進法にもとづく構造改善事業(5カ年。以降、第3次まで実施)が実施された。

中小企業協同組合法により独禁法の適用をはずし、共同受注・共同販売による価格カルテルが可能となる協同組合への組織化を進めるとともに、過剰設備を共同廃棄して供給過剰に歯止めをかけるという仕組みである。

(4) ミキサー車運転手の就労形態

関西におけるミキサー車運転手の就労形態は、

- ・本勤=期限の定めのないフルタイム労働者として就労する者
- ・直行=特定の企業と常用的に日々雇用契約を締結して就労する者
- ・労働組合による労働者供給事業によって就労する者

の3つに分かれている。

労働者供給契約は、生コン製造企業と労働組合の間に締結される場合及び生コン輸送企業と労働組合の間に締結される場合があり、後者の場合は生コン製造企業と生コン輸送企業との間に輸送契約が締結される。

関西のミキサー車運転手の7割は直行や労供事業により就労する非正規労働者であり、 そのほとんどが日雇手帳をもつ日々雇用労働者である。

3 関生支部の組織形態と労働運動

(1) 関生支部の組織形態

上記2のような産業構造と就労形態を前提にする限り、生コンの製造企業も輸送企業も同業他社との安売り競争を勝ち抜くことでしか生き残れず、労働組合である関生支部が企業別・企業内にとどまり、組合員を雇用する中小零細企業との間で個別に交渉をするだけでは、組合員の雇用の確保や労働条件の維持向上はあり得ない。

ミキサー車運転手をはじめ生コン産業ではたらく労働者の雇用の確保と労働条件の維持向上を目指す関生支部は、必然的に、企業横断的に正規・非正規を問わず、労働者を組織することとなった。

(2) 関生支部の運動方針

企業横断的に労働者を組織する関生支部は、組織・未組織にかかわらず業界全体の労働者の雇用と労働条件の維持向上を目的とするために、集団交渉(多数の企業と複数組合との間で企業の枠を越えた産別労働協約の締結を目指した交渉)や背景資本の追及(使用者概念の拡大)を行うという、企業別・企業内労働組合にはみられない特色を持って

いる。

1981年の春闘では、経営側の交渉主体が大阪兵庫生コンクリート工業組合であること、 労使間の合意事項が未組織企業を含めた工業組合加盟企業のすべてに適用されること等が確認された。

さらに、関生支部は、中小企業と労働組合の協力関係によって生コン業界を再建する という、企業横断的な労働組合の特性を生かした産業政策を推進してきた。

生コン産業は、原料仕入れ先のセメントメーカー、製品販売先のゼネコンという大企業の狭間に位置する供給過多構造の中小零細業界であるため、慢性的な過当競争状態に置かれている。かつては通産省が主導し、セメントメーカーが協力して生コン産業の再建策が講じられたものの、バブル経済が崩壊して経済グルーバル化がすすむ 2000 年代になると、セメントメーカーは国際的生き残り競争に重点を移し、経済産業省も高度成長期に比べると市場規模が半減した生コン業界の再建には関心を持たなくなった。その結果、工場稼働率は 1990 年代半ばまでかろうじて 10 %台後半であったが、2000 年代には 10 %台前半にまで低下し、2010 年代半ば以降はついに 10 %を割り込んだ。販売価格も原価割れが常態化し、業界全体が崩壊状態に陥った。

生コン製造業が構造不況業種であり、工場プラントの集約(統廃合)が不可避であるにもかかわらず、これを個別の業者間の協議によって行うことはほぼ不可能であった。 集約事業は協同組合によってしかなしえず、しかもプラント集約には必然的に労働者の合理化(解雇)を伴うことから、労働組合の協力が不可欠であった。くわえて、協同組合に加入しないアウト社を協同組合に加入させることが、業者にとっても労働組合にとっても協力して取り組むべき重要な課題となった。なぜなら、業者にとっては、乱売合戦を終わらせ、協同組合の交渉力を強めて生コン価格を値戻しして業界全体を立て直すことができるからであり、他方、労働組合にとっては、使用者の生コン販売価格の引き上げにともない、これを輸送運賃として分配させることで労働者の賃金原資を確保することができるからである。

(3) 関生支部の政策運動の成果

関生支部は、協同組合と協力して、生コン産業全体を見渡した政策を提言し、その実現に向けて努力してきた。過当な価格競争に対抗し業界再建に向けた協同組合との取組を「政策運動」と呼んできた。近年では、関生支部の政策運動の結果、近畿地区では 2015 年以降アウト社が減少し、協同組合加盟率が高まるにつれて、近畿地区の生コン価格は、東京や首都圏が原価割れ水準で低迷しているのとは対照的に値戻しを実現した。それに伴い、落ち込んでいたミキサー運転手らの賃金も徐々に回復するようになった。

関生支部の活動は、労働者の賃金水準の改善をもたらしただけではない。企業内組合であれば、労使関係は企業が閉鎖されれば賃金債権の清算をもって終了することとなるが、関生支部は、プラント集約などによる企業組織の変動に際しても、協同組合に雇用責任を負わせることで労働者の雇用の保障を図ってきた。

(4) 憲法および労組法により保障された関生支部の活動

関生支部は、憲法で保障された団結権、団体交渉権、団体行動権の主体であり、刑事 免責、民事免責などの労組法が規定する法的保護のすべてを享受する。

企業別・企業内労働組合にはみられない関生支部の活動も、憲法および労組法により 保障されたものである。

第2 公訴権濫用の主張

1 関生支部をめぐる一連の事件経過

(1) 関生支部に対する不当労働行為の経過

上記第1で述べたとおり、近畿地区では生コン価格が東京や首都圏を大きく上回り、 生コン業界は空前の利益を上げるようになった。生コン価格の上昇に重要な役割をはた した労働組合と労働者に対しても、賃上げなどにより利益の一部が還元される必要があ った。

大阪府及び兵庫県において生コンを製造・販売する企業で組織される大阪広域生コンクリート協同組合(以下「大阪広域協」という)では、関生支部の協力を得て、事業エリアでほぼ 100 %の組織率を実現したことで、生コン価格の値戻し・値上げをすることができるようになった。労働者の賃上げ等の原資となるバラセメントや生コンの輸送運賃の引き上げも約束していた。ところが、生コン製造企業は、巨額の利益を得るようになったにもかかわらず、バラセメントや生コンの輸送運賃の引き上げを行わず、輸送業務に従事する労働者の労働条件に反映されなかった。

このため、2017 年 12 月 12 日、関生支部と全港湾大阪支部は、労働者の賃上げの原資となる生コンやバラセメントの輸送運賃の引き上げ等を求めて、ストライキを行った。

これに対し、2018 年 1 月 12 日、大阪広域協は、臨時総会を開催して「威力業務妨害・組織犯罪撲滅対策本部の設置、10 億円の対策費の予算計上」を決議し、同月 23 日、大阪広域協理事長名で加盟各社あてに「連帯労組と接触・面談の禁止」、「決議の趣旨に反した場合には、厳正な対処を行う」旨を通知した。

それ以後、生コン製造企業は、関生支部組合員をミキサー車に乗務させると大阪広域協から生コン製造割当を受けられなくなることを恐れ、また、生コン輸送企業は、大阪広域協加盟社からの輸送業務を維持するため、関生支部組合員である本勤を解雇したり、直行を雇止めにしたり配車指示をしなくなった。さらには、関生支部及び上部団体である近畿地本との労供契約を解除したり、関生支部組合員が雇用されている生コン輸送会社との間の運送委託契約を解除するなどした。このようにして、大阪府下全域で関生支部組合員をミキサー車に乗務させず、雇用を奪うという不当労働行為が広がった。あわせて、関生支部が求める団体交渉を拒否したり、関生支部との協定を履行しないなどといった違法行為(不当労働行為)の動きも広がった。関生支部は、大阪広域協の主導する多数の不当労働行為に対し、大阪府労働委員会に救済申立を行った。

2018 年 6 月 21 日には、関生支部との関係を理由に大阪広域協により出荷割当を減少 (のちに完全停止) された企業が大阪地裁での仮処分決定で勝訴した。その後も、大阪 府労働委員会における不当労働行為救済申立事件において、大阪広域協の通知に従い、 関生支部組合員の就労を拒否した企業による不当労働行為が認定され、救済命令が発せられている。

(2) 関生支部をめぐる一連の刑事事件の経過

大阪広域協の主導する関生支部への団結破壊行為と軌を一にするようにして、2018 年7月18日、湖東生コン協同組合(以下「湖東協」という)の理事ら4人が逮捕された。それ以降、近畿の各府県警と地検は、互いに調整しながら、武建一さんをはじめとする関生支部組合員に対する逮捕・勾留・起訴を行った。それらの一連の経過は、別表「刑事事件経過一覧」のとおりである。

これらの警察と地検の異常な刑事弾圧と連携して、滋賀(大津・湖東)や京都、和歌山、奈良においても、生コン製造企業が関生支部の組合員を排除するため、組合員を解雇したり、組合員の在籍する輸送会社との運送委託契約を解約したりすることによって、組合員の生活の糧を奪い、関生支部に対する組織破壊を行うようになった。

2 一連の刑事事件における憲法上・刑訴法上の違法

関生支部に対する一連の刑事事件には、以下のとおり、憲法及び刑訴法に違反する事 実がある。

第1に、逮捕・勾留による身体拘束を利用して組合脱退を慫慂するなど勾留の目的を 逸脱した違法な取調べが行われた。さらには、身体拘束を利用して事件関係者と事実上 の司法取引が行われるなどした。

第2に、検察官は、同一事件について、すでに氏名等の判明している複数の共犯被疑者らを長期間にわたって数次に分けて起訴した。また、同一被告人について、すでに判明している併合罪関係にある事件をわざわざ数次に分けて起訴した。同一事件の共犯者間において、一部の者のみを起訴した。これらはいずれも訴追裁量権を逸脱した違法な起訴である。

第3に、弁護活動への違憲・違法な介入と防御権侵害があった。

これらの事実は、近畿の各府県の警察と検察が、関生支部という労働組合に打撃を与え、関生支部を破壊することを目的として、一連の捜査と起訴を行ったことを示すものである。

3 まとめ

以上のとおり、本件の一連の捜査手続の過程には、憲法 28 条及び刑事訴訟法に違反するきわめて重大な違法が存在する。したがって、本件各公訴提起は違憲・違法であり、本件各公訴は棄却されなければならない。

第3 湖東協(フジタ)事件

1 労働組合のコンプライアンス啓蒙活動及びビラ配布活動

(1) コンプライアンス啓蒙活動

ア 関生支部は、建設工事現場における安全確保や環境保護、生コン産業の社会的地位の向上などのために、法令順守を求めるコンプライアンス啓蒙活動に取り組んでいる。

生コン産業では、阪神・淡路大震災における不良生コンによるコンクリート建築物の倒壊を目の当たりにして、社会資本でもある建築物を適正かつ安全に構築するため、不正な加水を行いコンクリートの強度を失わせるシャブコンが問題とされるようになった。また、建設工事現場では、生コン業者のみならず、ゼネコンを含む建設関連企業による種々の違法行為が常態的に行われている。とくに、建設工事現場における労働災害は多く、労働安全衛生法令に違反する行為が頻発している。くわえて、建設工事現場から高アルカリの汚染水などが側溝に排水されることがよくあり、水質汚濁防止法などの諸法令に違反するだけでなく、現場周辺の居住環境や自然環境を破壊している。

一般に、労働組合が職場における安全衛生活動や法令順守活動に取り組むことはこれまでも行われてきた。関生支部においても、1970年代から生コンの過積載などの違法行為をさせない活動をしてきた。阪神・淡路大震災以降は、シャブコンの告発を行うとともに、建設業者や下請業者らの違法行為を指摘し、これらを是正させることにより、建物の安全を確保すると同時に、現場の労働者の生命・健康に対する安全などに寄与し、長年にわたって「練り屋」と呼ばれてさげすまれてきた生コン産業ではたらく労働者の社会的地位を向上させ、労働者が自らの仕事に誇りをもつことができるようコンプライアンス啓蒙活動に取り組んできた。このような活動は、企業利益を優先せざるをえない企業別組合ではできず、産業別労働組合である関生支部であればこそできる活動である。

関生支部では、建設工事現場でコンプライアンス違反があれば調査を行って証拠を集め、行政機関に申告して指導してもらうようにしていた。また、関生支部は関西圏の各地域をブロックに分けて、ブロック単位で活動をしているが、ブロックの中には、組合員が建設工事現場で違反行為をじかに指摘し、是正を求める活動をするブロックも出てきた。

このような関生支部のコンプライアンス啓蒙活動は、労働組合の団結権の行使として憲法 28 条により保障されるものである。

イ 現場におけるコンプライアンス啓蒙活動に関して、大阪高等裁判所平成27年5月 14 日決定は、2013 年 6 月 4 日から同年 12 月 12 日までの間に 60 回以上にわたり行 われた工事現場における関係者の呼出し等の行為につき、原決定を引用して「(行為 の)主たる目的は、債権者(星山建設。生コン業者)の取引関係者に対して債権者 との取引に関し圧力をかけたり、生コンクリートの搬入又は工事関連業務の妨害を したりし、ひいては、これにより、(星山建設の関連会社で生コン輸送会社の)秀商 の労使問題に関する債務者(関生支部)の要求を受け入れさせるべく債権者に圧力 をかけることにあった」としながら、「組合員らが現場監督など工事関係者を呼び出 したり、工事関係者に話しかけたりして、違法行為の指摘等をおこなったことに(工 事中断や生コン返品の)原因があるものがあったとしても、根本的な原因は、現場 に違法行為が存在したり適法性の確認が直ちにとれなかったりしたことにあり、違 法行為が是正され又は適法性が確認された後も工事の中断が続いたとは認められな い。また、債務者の組合員らによる工事関係者の呼び出し等の行為態様自体は、社 会通念上相当と認められる範囲を超えているとまではいえず、多くの場合、債務者 の組合員らが指摘した違法行為は実際に存在しており、是正を要請した違法行為の 中には、建設工事現場の労働者の安全に関わるものもあった。」と判示している(() 内は引用者)。つまり、組合員らの現場におけるコンプライアンス啓蒙活動を社会通 念上相当なものであったと判断し、この判断が判例上確定しているのである。

(2) ビラ配布活動

労働組合の組合員が組合活動として情宣ビラを配布するのは、労働組合の訴える事実や主張を他の労働者や関係企業、一般市民に対して広く伝達するためである。このようなビラ配布活動は、労働組合の行う一般的な活動である。関生支部においては、支部だけでなく、各ブロックにおいても各種のビラを作成し、組合員らがビラを自主的に配布している。

労働組合のビラ配布活動は、表現の自由(憲法 21 条1項)によって保障されているだ

けでなく、団結権の行使として、憲法 28 条により保障を受ける(西谷敏「労働組合法・第3版」 243 頁)。

(3) 各ブロックにおける日常活動としての各活動

コンプライアンス啓蒙活動やビラ配布活動は、関生支部組合員の日常的な組合活動であり、各ブロックの担当者らが実施を判断している。

本件で問題とされているコンプライアンス啓蒙活動やビラ配布活動についても、各ブロックの日常的活動として、湖東ブロックや京津ブロック、大阪市内ブロックなどの組合員が実施したものである。

2 湖東ブロックにおける政策運動

滋賀県の湖東地方の生コン製造企業や生コン輸送企業で就労する組合員は、関生支部 の湖東ブロックに所属し、組合活動を行っている。

湖東ブロックでは、関生支部の運動方針に基づき、湖東協と協調し、情報宣伝活動を 行うなどして、生コン工場の集約化や湖東協への物件の確保などに取り組んできた。

本件チェリオコーポレーション滋賀工場倉庫棟増築工事(以下「本件工事」という) に使用される生コンを湖東協において契約できるようにすることは、湖東地区における 生コン業界を安定させ、労働者の雇用や労働条件の維持向上にとって必要なことであっ た。

3 本件コンプライアンス啓蒙活動について

- (1) 本件工事現場における生コンの打設は、2017 年3月に始まっている。湖東協の理事や 営業担当者が同年3月に生コンの調達窓口である藤田商事株式会社を訪問するなどして いたが、最終的に断られている。そのため、同年4月末頃までには湖東協が株式会社フジタ(以下「フジタ」という)から生コンの注文を受けることができないことは明らか になっており、湖東協の登録販売店である近江アサノコンクリート株式会社(以下「近江アサノ」という)も営業活動をしなくなっていた。
- (2) 京津ブロックと湖東ブロックの組合員らは、2017 年3月から7月までの間、本件工事 現場や新名神高速道路美濃山東工事現場においてコンプライアンス啓蒙活動を実施した。 いずれも3名の組合員が現場を訪問し、工事現場の敷地内には立ち入ることなく行って いる。工事現場において各種違法行為が行われないようにすることは、当該現場の現場 所長や現場監督の本来的職務である。組合員らによる違法行為の指摘に対応することも、 現場所長や現場監督が果たさなければならない業務である。

組合員らは、違法行為が認められた場合には、現場所長や現場監督を入口付近まで呼んでもらい、違法行為の内容を告知して、その是正を求めた。また、違法行為の内容によっては、行政機関や警察署に連絡し、適正な行政指導をすることを求めることがあった。しかし、違法行為が認められない場合には、なんらの指摘をすることもなく、現場を立ち去っている。

本件の各コンプライアンス啓蒙活動において組合員らがおこなった具体的行為はいずれも、社会通念上相当と認められる範囲を超えるようなものはない。その目的の一つが本件工事現場において使用される生コンについて湖東協との間で契約するようフジタに圧力をかけることにあったとしても、その目的は労働者の経済的社会的地位の向上に向けられた正当なものである。

以上のとおり、組合員らの各行為は、社会通念上相当と認められる範囲内の行為であり、相手方を畏怖させるに足りる害悪の告知には当たらない。よって、恐喝罪の構成要件に該当しない。また、可罰的違法性を欠くものであり、かつ、労働組合活動として正当なものである。

(一部略)

6 ビラ配布活動について

(1) 関生支部の組合員らは、2017年5月15日及び同年6月19日、フジタ大阪支店の近くにおいて、フジタの施工する建設工事現場において汚泥や汚水が道路に散乱しているといった記載のあるビラを配布した。これらのビラの内容はいずれも真実であり、中堅ゼネコンであるフジタの施工する現場においてコンプライアンス違反行為が行われていることは公共の利害に関するものである。

このうち5月15日は、4名の組合員が午前11時30分頃から30分程度の間、公道上でビラを十数枚ほど配布した。6月19日は、6名の組合員が午後2時20分頃から公道上でビラを配布した。しかし、通行人がほとんどおらず、ビラを受け取る人もほとんどいなかったことから、組合員らは10分足らずで引き上げている。

2017 年6月7日に関生支部の組合員がフジタ本社前においてビラを配布した事実はない。

(2) 関生支部の組合員によるビラ配布行為は、表現の自由(憲法 21 条 1 項)によって保障されているだけでなく、団結権の行使として、憲法 28 条により保障を受ける。

組合員らによる上記各ビラ配布行為は、いずれも公道上で平穏になされている。また、ビラの内容についても真実性が認められるものである。このようなビラ配布行為は、社会通念上相当と認められる行為である。このビラ配布は、その時期からしても、本件工事現場において使用される生コンについて湖東協との間で契約するようフジタに圧力をかける目的でなされたものではなかった。

以上のとおり、組合員らの行為は、社会通念上相当と認められる範囲内の行為であり、 相手方を畏怖させるに足りる害悪の告知には当たらない。よって、恐喝罪の構成要件に 該当しない。また、可罰的違法性を欠くものであり、かつ、労働組合活動として正当な ものである。

(以下、略)